

魚町火災に係る被災者の皆様へ

魚町火災に係る廃棄物処理手数料の免除手続きについて

この度の火災により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本市では条例の規定に基づき、火災により生じたごみや火災に伴う解体ごみのうち、市の施設で処分できるものについては、焼却工場等での受入手数料を免除※しています。

「一般廃棄物処理手数料の減免の手引き」に従い、環境局施設課又は処理施設（焼却工場、処分場）で手続きを行ってください。

また、被災された方の状況を鑑み、できる限り柔軟な対応を予定しています。次のような方は、環境局施設課へご相談ください。

- (1) 被災証明書（消防署発行）が未発行であるが、早急に処分したい
- (2) 複数の店舗から出るものを、まとめて処分したい

※中小企業基本法に定める小規模企業者（サービス業であれば常時使用する従業員の数が5人以下）でない場合、又は最終的に被災証明書が発行されない場合は免除されません。

<自己搬入・業者搬入時の受入場所>

施設ごとに搬入できるものが異なります。お問い合わせは環境局施設課へ。

ごみ種	品名・規格	搬入先
可燃ごみ	生ごみ、紙類、衣類等	日明工場 皇后崎工場
	木材、木製家具、ふとん、畳等大型のもの (長 200×幅 140×径 20cm 以下)	皇后崎工場
不燃ごみ	家電、金属家具等 (長 200×幅 140×径 20cm 以下)	日明工場 不燃粗大仮置場
	コンクリート、ガラス等 プラ、ゴム：径 30cm 以下 金属、ガラス、陶磁器、がれき：径 30cm 以下 断熱材、保温材（水に浮遊しないもの）：径 15cm 以下 廃石膏ボード(西地区処分場のみ：径 30cm 以下)	日明積出基地 響灘西地区処分場

ガスボンベ、油類、充電式電池などの危険物や、業務用の電気器具、家電4品目など、市の施設では処分できないものは、民間の処分業者への処理委託が必要です。
ご不明な点があれば、環境局産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

【問合わせ先】

●環境局施設課 TEL：093-582-2184

・焼却工場・不燃粗大仮置場への搬入について 担当：畑田、中村

・響灘西地区処分場・日明積出基地への搬入について 担当：野尻、松本

●環境局産業廃棄物対策課 TEL：093-582-2177 担当：北尾、吉川

・冷蔵庫やガスボンベなど市のごみ処理施設で処分できない産業廃棄物について